

# 手ぶら観光の推進に向けた宿泊施設等巡回バス導入実証事業に係る運営管理業務 委託仕様書

## 1 対象事業

手ぶら観光の推進に向けた宿泊施設等巡回バス導入実証事業に係る運営管理業務（以下、「本業務」という）

## 2 背景および目的

観光繁忙期において、大型手荷物を持つ観光客が市バス等を利用して移動することにより、公共交通機関の輸送効率に影響が生じており、京都市民が市バスを利用できない状況が発生している。このため、「宿泊施設で手荷物を預けてから観光する」という、手ぶら観光の新たなスタイルの構築を目的とする。

## 3 事業概要

京都駅を起点に市内宿泊施設等を巡回する、大型手荷物の持ち込みができる専用バスの導入により、大型手荷物を携行する観光客に対して、宿泊施設に手荷物を預けてから観光するという、手ぶら観光の新たなスタイルの構築に向けた実証事業を行う。この実証事業により、観光客の利便性の向上等を図るとともに、公共交通について、市民利用と観光利用を棲み分けることで、市バス内の混雑の緩和等を図るものとする。

## 4 委託業務の内容

受託者においては、以下に掲げる業務を遂行すること。

### (1) 宿泊施設等巡回バス（以下、「巡回バス」という）の運営およびその管理業務

- ア 巡回バスの運行管理および運行計画の策定などの運行に関すること  
運行にあたっては、別紙2に記載の要件を条件とすること。
- イ ウェブ予約・事前決済等が可能なシステムの設定および管理
- ウ 乗客の国籍等の属性、乗降場所、乗客数、利用者のフィードバックの収集および分析
- エ 業務の進捗報告および業務結果に関する定期報告書の提出
- オ 巡回バスのラッピング
- カ お客様の問い合わせ窓口
- キ 緊急時等における危機管理マニュアルの作成
- ク その他、委託者が受託者に求める業務

### (2) 広報宣伝業務

- ア 上記「1 対象事業」の認知度を高めるための広報戦略の策定
- イ ポスター、チラシ、ウェブ広告、SNS 広告等の宣伝ツール（以下、「告知媒体」という）の制作、それらの送付および管理

- ウ 告知媒体への広告協賛営業
- エ 記録画像集の作成（事業内容を収録したフォトCD-ROMの作成含む。）
- オ その他、委託者が受託者に求める業務

### (3) 会計管理業務

- ア 本業務に関連するすべての収入および支出の確認・記録
- イ 日々の取引の正確な記帳と管理
- ウ 月次ベースでの決算書の作成
- エ 必要に応じた銀行口座の管理、資金の移動
- オ 必要に応じた内部および外部監査への対応と必要書類の提供
- カ その他、委託者が受託者に求める業務

## 5 本業務の実績報告等

本業務における成果物や取り組んだ内容を取りまとめた実績報告書（記録用の画像を含むこと）および収入・支出内容に関する関係書類（経費精算書・証憑書類等）については、令和7年2月10日（月）までに委託者に提出すること。

## 6 注意事項

- (1) 事業の円滑かつ効率的な進捗を図るため、委託者と綿密な連携を図りながら本業務を進めること。
- (2) 本業務を遂行する上で生ずる成果物についての全ての著作権（著作権法第27条および第28条に規定する権利を含む）は、無期限に委託者に帰属する。
- (3) 受託者は、本業務の実施に当たって知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。
- (4) 受託者においては、本業務の遂行にあたり、関係法令を遵守すること。
- (5) 仕様書に定めのない事項および疑義が生じた場合は、委託者と協議のうえ決定する。